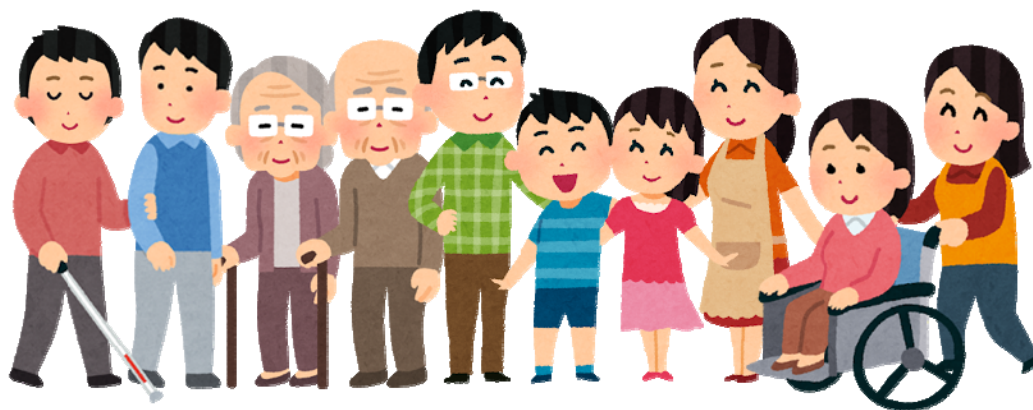


概要版

中土佐町
第 4 期障害者計画
第 6 期障害福祉計画
第 2 期障害児福祉計画



ともに生きるまち



令和 3 年 3 月
中土佐町



計画の趣旨と期間

中土佐町では、平成 27 年 3 月「中土佐町第 3 期障害者計画」、平成 30 年 3 月に「中土佐町第 5 期障害福祉計画」及び「中土佐町第 1 期障害児福祉計画」を策定し、「ともに生きるまち」を基本理念に掲げ、障害のある人もない人も互いに認め合いながら住み慣れた地域で暮らし続ける地域共生社会の構築と障害福祉サービスの提供体制の確保に努めてきました。

今、障害者や家族の高齢化等に伴う福祉サービスのニーズの多様化・複雑化への対応等、障害者支援においても新しいニーズを考慮した施策が求められています。これらの状況を踏まえ、障害者（児）福祉を充実させるために、「中土佐町第 4 期障害者計画」、「中土佐町第 6 期障害福祉計画」及び「中土佐町第 2 期障害児福祉計画」を策定します。

基本理念

ともに生きるまち

障害の有無によって分け隔てられることがなく、誰もが自己選択・自己決定に基づいて社会に参加し、その能力を最大限に発揮し、自己実現をめざす権利を有する主体として尊重されなければなりません。

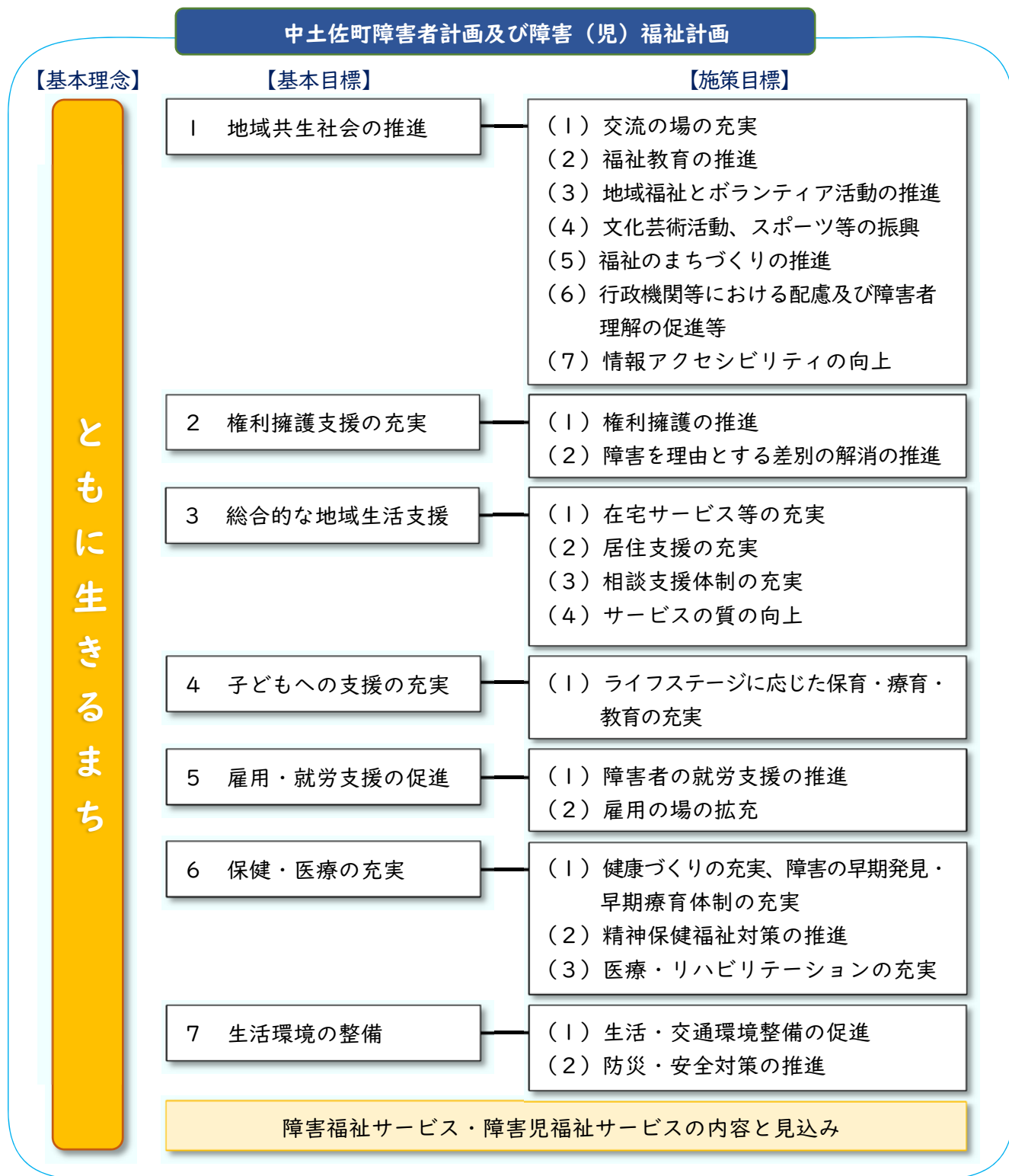
誰もが一人の個人としてその人格と個性が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らしていける「ともに生きるまち」の構築を目指します。

「障害者計画」は、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間の計画とします。

年度	令和3年度 2021 年度	令和4年度 2022 年度	令和5年度 2023 年度	令和6年度 2024 年度	令和7年度 2025 年度	令和8年度 2026 年度
障害者計画	第4期障害者計画 →					
障害福祉計画	第6期障害福祉計画 →			次期計画		
障害児福祉計画	第2期障害児福祉計画 →			次期計画		

2 施策の体系

国の障害者基本計画との整合性を図り、本計画では7つの基本目標とそれぞれの施策目標を定めます。



3 施策の展開

基本目標 1 地域共生社会の推進

だれもが互いに尊重し合い、ともに生活できる「共生のまちづくり」を進められるよう、学校・社会教育の場における共生の教育、障害の有無によって分け隔てられないことがないよう、障害に対する正しい理解と認識を深めていきます。

主な施策

- (1) 交流の場の充実
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 地域福祉とボランティア活動の推進
- (4) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
- (5) 福祉のまちづくりの推進
- (6) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (7) 情報アクセシビリティの向上



基本目標 2 権利擁護支援の充実

障害者等何らかの支援を要する方が、社会の一員として、自分らしく安心して日常生活を送ることができ、住民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合うことができるよう、権利擁護支援の充実と差別の解消に向けて取り組みます。

主な施策

- (1) 権利擁護の推進
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進



基本目標 3 総合的な地域生活支援

地域において障害者を介護・支援している人の負担軽減を図り、障害者が住みなれた地域で、自らの生き方を選び、実践できるよう、また生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援施策の一層の充実に努めます。

主な施策

- (1) 在宅サービス等の充実
- (2) 居住支援の充実
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) サービスの質の向上



基本目標 4 子どもへの支援の充実

障害の有無により分け隔てられることなく、一人ひとりの個性が尊重され、地域とともに学び、育つことができるよう、地域の学校・保育所と特別支援学校、関係機関等の緊密な連携のもとに、障害の状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす保育・教育の推進を図り、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。

主な施策

- (1) ライフステージに応じた保育・療育・教育の充実



基本目標 5 雇用・就労支援の促進

障害者が地域でいきいきと働き、労働による経済的な自立を図るとともに、社会からの孤立を防ぎ、社会の中での役割や生きがいを見出せるよう、行政自らが障害者の雇用に努め、各種制度の活用を通じて民間事業所での雇用を積極的に促進し、障害者の就労機会の拡大を図ります。また、働く場・活動の場の充実など、多様な形態の就労の場の確保に努めます。

主な施策

- (1) 障害者の就労支援の推進
- (2) 雇用の場の拡充



基本目標 6 保健・医療の充実

障害の原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期療育・治療を図るとともに、障害者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等の充実に努めていきます。

主な施策

- (1) 健康づくりの充実、障害の早期発見・早期療育体制の充実
- (2) 精神保健福祉対策の推進
- (3) 医療・リハビリテーションの充実



基本目標 7 生活環境の整備

障害者を始めとするすべての人が快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、道路、交通機関などの環境整備を進めるとともに、地域をあげた防災・防犯対策、支援体制づくりに努めます。

主な施策

- (1) 生活・交通環境整備の促進
- (2) 防災・安全対策の推進



4 重点施策

これまでの障害者支援によって見えてきた課題から、重点施策を以下に定め、取り組んでいきます。

重点施策 1

交流の場の充実

障害者の社会参加機会の拡大に努め、障害者の文化・スポーツ・レクレーションの普及や場の確保に努めます。

⇒ 施策 1-（1）

重点施策 2

学校・家庭・地域における福祉教育の推進

障害者が生涯学習活動などへ参加しやすいように、関係機関と連携し、子どもの体験学習を含めて、地域の障害理解に向けた啓発に取り組んでいきます。

⇒ 施策 1-（2）

重点施策 3

障害者差別解消への取り組みの充実

「障害者差別解消法」等、職員対応要領や国の基本方針に基づき、障害を理由とする差別の解消に取り組めます。

⇒ 施策 2-（2）

重点施策 4

日中活動の場の確保と支援

障害者が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、様々なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。

⇒ 施策 3-（1）

重点施策 5

居住系サービスの充実

障害者の地域生活を支援するため、障害者支援施設、グループホームなどの居住支援サービスの充実に努めます。

⇒ 施策 3-（2）

重点施策 6

切れ目のない支援の充実

ライフステージ移行時に障害のある子どもの支援が途切れないう、関係機関の連携強化に努めます。

⇒ 施策 4-（1）

重点施策 7

働く場の開拓

障害者の就労について広域的視点をもって取り組みます。

⇒ 施策 5-（2）

重点施策 8

南海トラフ地震等災害への備え

中土佐町災害時要配慮者避難支援計画に基づき、避難支援体制を整えます。

⇒ 施策 7-（2）

町内障害者関係事業所一覧

名称	住所	連絡先
中土佐町役場健康福祉課	中土佐町久礼 6663-1	0889-52-2662
中土佐町障害者生活支援センター「結」		0889-52-4820
中土佐町障害者虐待防止センター		0889-52-4820
中土佐町地域包括支援センター		0889-52-3352
中土佐町社会福祉協議会	中土佐町久礼 6584-1	0889-52-2058
中土佐町権利擁護支援センター		
中土佐町相談支援事業所	中土佐町久礼 52-2 (中土佐町社会福祉協議会)	0889-52-2880
中土佐町地域活動支援センターつどい処		0889-40-1131
中土佐町社会協議会指定居宅介護支援事業所		
中土佐町訪問介護事業所		0889-52-3523
中土佐町通所介護事業所	中土佐町久礼 6551-1	0889-52-3496
あったかふれあいセンター まんまる	中土佐町久礼 6551-3	0889-52-2258
あったかふれあいセンター 寄り家	中土佐町上ノ加江 2642	0889-54-0335
あったかふれあいセンター ほのぼの大野見	中土佐町大野見吉野 234	0889-57-2217
障害者支援施設せせらぎ園	中土佐町大野見梅ノ川 57	0889-57-2179
就労継続支援 B 型事業所「鯉乃國の萬屋」	中土佐町久礼 6551-1	0889-52-4203

中土佐町第 4 期障害者計画

第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画

概要版

発行年月：令和 3 年 3 月

発 行 者：中土佐町健康福祉課

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼 6663-1

T E L：0889-52-2662

F A X：0889-52-2432

<https://www.town.nakatosa.lg.jp>